

板橋区長期基本計画審議会次第

第8回審議会

平成17年2月9日(水)

午後2時～4時

板橋区役所第一委員会室

第8回審議会

- 1 中間答申(素案)の検討について
 - 2 その他
 - 3 閉会
-

配付資料 <事前配付>

【資料1】中間答申(素案)

板橋区長期基本計画審議会

中間答申(素案)

平成 17 年 2 月 9 日

板橋区政策経営部政策企画課

基本構想中間答申の構成

基本理念

基本構想の根底を貫く考え方であり、構想実現に取り組むすべての人々が常に念頭に置くべき基本的な考え方

- (1) いのちと個性の尊重
- (2) まちづくりへの参画
- (3) 未来への責任

将来像

概ね 20 年後の望ましい将来像

いきいき暮らす緑と文化のまち “板橋”



基本目標

将来像の実現に向けた基本となる目標

・ のびやかに
生きがいをもって
暮らすまち

一人ひとりの充実し
た暮らしの目標

・ 心豊かな
ふれあいと
活気のあるまち

人々の交流と活力あ
る産業に支えられた
地域社会の目標

・ 安全で安心な
うるおいの
あるまち

安全で、将来にわたっ
て暮らしやすい都市
環境の目標

構想実現のために

基本構想を実現するための方策

区民と行政との協働関係の形成
新しい時代に対応した行政経営の確立
自治権の拡充

目 次

1 基本構想策定の背景	1
2 基本理念	3
3 将来像	4
4 基本目標と施策の方向	5
5 構想実現のために	12

参考資料

板橋区長期基本計画審議会委員名簿
審議経過・審議スケジュール

1 基本構想策定の背景

平成 7 年に策定した現基本構想は、将来像を前基本構想から引き継ぎ、「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と掲げています。

この間、進行する少子高齢化に対して、子育て支援事業や介護保険制度に関連する施設整備、健康づくりなどを推進するとともに、阪神淡路大震災を教訓とした防災拠点の整備、ごみの抑制、リサイクルの取り組みなど、「いたばし 2005 計画」を着実に進めてきました。

区の人口は今後の 10 年間は、現在の 52 万人規模で推移し、その後は徐々に人口減少の傾向に入ると予測され、高齢化が加速します。そのため、高齢者が元気で社会参加する環境づくりや、次代を担う子どもの育成、男女平等参画社会の実現が区の大きな課題となります。加えて、昭和 30 年代以降の急速な都市化に合わせて整備してきた都市施設の再生とともに、密集市街地の整備、都市型災害に対する備え、緑地の保全、地球規模で深刻化する環境問題、情報化、国際化への取り組みなどを一層推進していく必要があります。

また、長期にわたる経済の低迷は、区内産業にも影響を与え、工場の跡地が大規模な集合住宅や商業施設へと変わりつつある中で、これからは持続的な経済発展を支える区内産業の育成、支援も急務の課題となっています。

さらに、社会保障や雇用など生活に大きくかわる制度の改革が叫ばれており、中高年の雇用問題、若年層の未就労者の増加や多発する犯罪についても、対策が求められています。

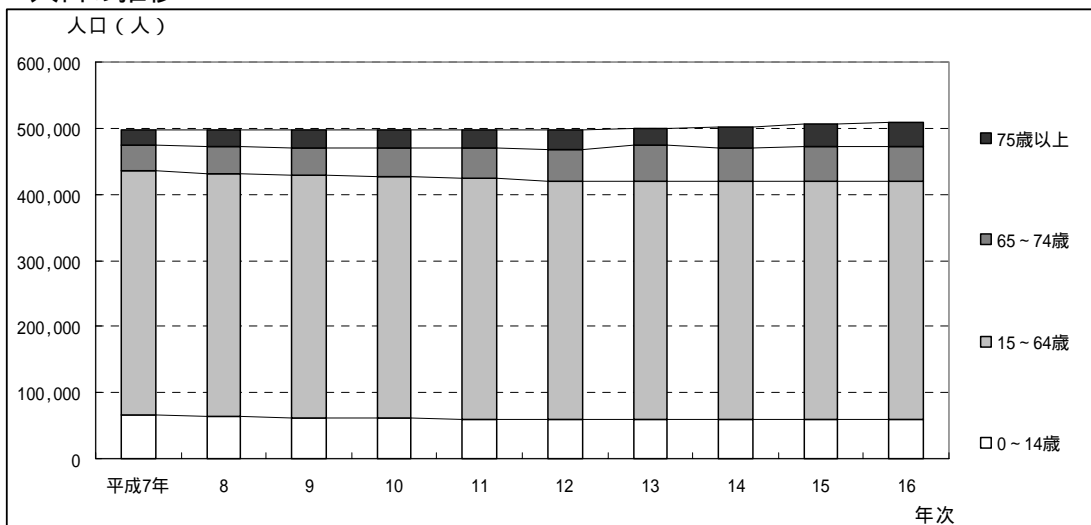
現在国は、豊かな地域社会の形成に向け、地域性・多様性を重視する地方分権の政策を進めており、区政も大きな転換期を迎えています。限られた財政の中で多様化・個別化する区民要望に応えるためには、従来どおりの行政サービスの提供には限界があります。このため個人・企業・団体などが担い手となり、質の高いサービスの提供をめざす「新しい公共」の実現が強く望まれ、それぞれの立場から行政と協力して地域課題に取り組む「協働」の仕組みが必要となっています。

すでに区内の様々な団体が、区政の各分野に参画し、協働によるまちづくりが進められています。こうした活動をさらに発展させ、区民と区がともに役割を担い合い、未来につなぐ板橋区の持続的発展をめざし、長期的展望に立った基本構想をここに策定するものです。

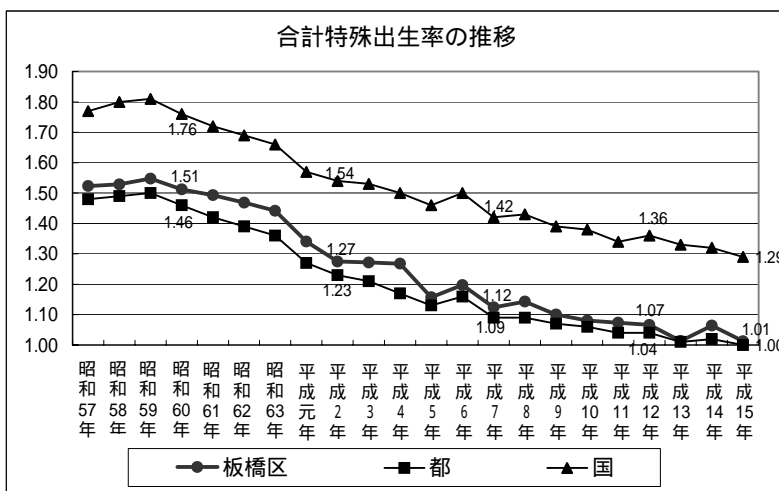
「新しい公共」:「公共」は行政によってのみ担われるものである、という考え方ではなく、行政と市民社会の諸主体が役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方。

< 基本構想の策定の背景：基本データ >

人口の推移



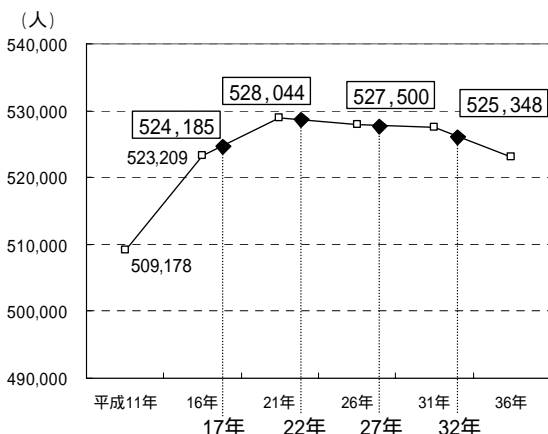
合計特殊出生率（国・都・板橋区）の推移



合計特殊出生率：女性の年齢別出生率を合計した数値。一人の女性が生涯に産む、平均子供数。

人口の予測

	推計					
	平成11年	16年	17年	22年	27年	32年
人口（住基ベース）	497,316	507,845	507,856	506,667	499,935	490,455
外国人	11,862	15,364	16,329	21,377	27,565	34,893
合計	509,178	523,209	524,185	528,044	527,500	525,348



2 基本理念

【策定の視点】

現基本構想の基本理念は、「人間性を尊重する」「地域からの発想を重視する」「共生の視点を大切にする」の三つを掲げています。この理念を継承し、「いのちの尊厳」「区民参画の推進」「地球環境と生活環境を改善する責任」という視点を加えて整理しました。

また、男女がともに参画し、家族や社会のために自分の力が発揮できる社会の実現に取り組むという考え方も基調としています。

この基本理念は、基本構想の根底を貫く考え方であり、「平和を願い、郷土板橋を愛し、住みよいまちと豊かなあすを築く道しるべ」として定めた板橋区民憲章の精神に則り、基本構想の実現に取り組むすべての人々が常に念頭におくものです。

(1) いのちと個性の尊重

いのちを尊び、個性ある人間として互いに尊重する。だれもが自由かつ健康で安全・安心な生活を営み、幸福を追求し、地域で平等に暮らす権利は、将来にわたって保障されなければならない。

(2) まちづくりへの参画

区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進める。

(3) 未来への責任

豊かで健康な暮らしは、自然からの恵みによって成り立っていることを自覚し、まちづくりを地球的視野に立って考えるとともに、暮らしの仕組みや文化を含め、よりよい生活環境を創造して次代に引き継いでいく。

3 将来像

【策定の視点】

現基本構想の将来像である「活力ある緑と文化のまち“板橋”」は、区民に親しまれ、対外的にも区のイメージを伝える表現として定着していると考えられます。

今回の策定においては、自然の大切さや豊かな文化を未来へ伝えていくため、現行の趣旨を継承しつつ、新たな基本構想で掲げる、区民主体のまちづくりの視点を、より明確にしていきます。そのため、現行の「活力ある」を「いきいき暮らす」と改定し、「いのち」の躍動と、区民の地域活動、福祉、教育、産業が、区民の生活を中心に活気に満ちている状態を表すこととしました。

また、基本構想ワークショップの区民提案にある将来像も、生活者の視点から「快適・安心な暮らし」「自立と交流」という表現が使われており、その趣旨に沿うものと考えます。

基本構想では、概ね20年後を想定して区の将来像を定めます。

地域で人々が様々な活動に参画し、産業にも活気があふれ、新たな文化を創出しながら、よりよい生活環境が築かれている状態をめざします。

「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」

基本構想ワークショップ：この基本構想の策定にあたって、区の将来像やその実現に向けた課題について、平成15年12月から10か月にわたり検討を行った公募区民による会議体。

4 基本目標と施策の方向

【策定の視点】

区民生活の視点から、まちの状態を表す三つの基本目標を掲げました。

基本目標 は、一人ひとりの充実した暮らしの目標

基本目標 は、人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会の目標

基本目標 は、安全で将来にわたって暮らしやすい都市環境の目標

将来像の実現に向けて、次の三つの基本目標を掲げ、施策の方向を示します。

のびやかに生きがいをもって暮らすまち

こころ豊かなふれあいと活気のあるまち

安全で安心なうるおいのあるまち

基本目標 : のびやかに生きがいをもって暮らすまち

安心して子どもを産み育て、すべての人が住み慣れた地域において、心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるまちをめざします。また、高齢者や障害者(児)などが、尊厳を保ち自立した生活を送ることができるまちをめざします。

-1 安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることの社会的意義を認識し、地域全体で子どもの“いのち”を尊重する意識を醸成します。

父母の子育てを支える体制・仕組みを構築し、子育て家庭への支援策を充実するとともに、子育てをしながら仕事を続けられる環境を整備します。

母子保健や小児医療体制の整備・充実とともに、食を通じて子どもの豊かな人間形成と家族関係づくりを進めます。

-2 次世代の生きる力をはぐくむまち

家庭・学校・地域の連携をさらに緊密にするとともに、家庭や地域の教育力を高め、個性豊かで創造性に富む子どもを育成します。

基礎学力の向上を図りつつ、環境教育やIT教育の展開など“特色ある学校づくり”に取り組むとともに、職業体験や地域の人材を活用した授業など“地域に開かれた学校づくり”を推進します。

障害児への特別支援教育の体制を整えるほか、学校の改築や大規模改修、子どもたちの安全確保など、教育環境の基盤整備を行います。

青少年を薬物や有害情報から守るとともに、地域行事への参画を促し、地域での居場所・活躍の場を整えます。

-3 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

いつまでも心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、望ましい生活習慣を身に付け、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進します。

高齢者の健康と生きがいの増進を図り、日常生活の身体的機能低下を抑え、介護を必要としないように早期の段階から予防する「介護予防」の対策を充実します。

保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、心と体の健康に対する安心を確保します。

IT: Information Technology (インフォメーション・テクノロジー)の略。情報通信技術。インターネットなどのネットワークで相互に接続されたコンピュータやその他の機器で利用される情報処理技術のこと。

特別支援教育: これまでのように、障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』ではなく、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行うこと。

-4 生涯を通じて心豊かに過ごせるまち

区民一人ひとりが意欲と生きがいをもち、生涯を通じて主体的に参加できる学習の機会を拡充します。

身近な地域で、元気にスポーツやレクリエーション活動を楽しめるよう、場の活用や機会を拡充します。

良質な住宅ストックの形成を促進し、だれもがゆとりを持って長く住み続けられるよう支援します。

-5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

子どもや高齢者、障害者(児)など、すべての人が安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、質の高い福祉サービスを確保します。

寝たきりや認知症、加齢などによって介護が必要となった高齢者を支援します。また、在宅での生活とそれを支える家族を支援するため、在宅介護サービスを充実します。

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で自立した生活を営み、意欲的に社会参加できる環境をつくるとともに、安定した生活を支援します。

-6 すべての人が個性や能力を発揮して活躍するまち

男女が性別にかかわらずともに参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に取り組み、男女平等への意識の醸成や女性の労働環境改善、DV被害者への支援などを図ります。

元気な高齢者や障害者をはじめとした働く意欲のある人々の就業支援を図るとともに、ニートやフリーターへの対応として、若年層の就労対策に取り組みます。

多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないために、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制を充実します。

住宅ストック：空き家だけでなく、現存する利用可能なすべての住宅。

ノーマライゼーション：高齢者や障害のある人が、一般社会の中で障害のない人と同じように、普通の（ノーマルな）生活をおくることができる社会にしていく考え方。

認知症：これまで一般的に使われてきた「痴呆」に替わる呼称。

DV：domestic violence（ドメスティックバイオレンス）の略。女性が、夫や恋人などの身近な立場の男性から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

ニート：(NEET... Not in Employment, Education or Training) 15～34歳の未婚の若者で、仕事も通学もしていない無業者。

フリーター：定職に就かず、アルバイトで生計を立てる人。

区民の様々な活動をとおして、世代や文化の違いを越えた交流を深め、支えあいと協働による自立的な地域社会を形成します。また、板橋の特性を生かした産業の発展により、暮らしと産業の調和がとれた、活気あふれるまちをめざします。

- 1 地域の課題を協働で解決するまち

地域交流や情報提供の充実を図るとともに、活動の場の確保を行うことにより、多様な人々の地域活動への参加を促進します。

地域住民をはじめ、町会・自治会、NPO など、多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。また、区、警察・消防などの関係機関や企業、商店街などとの連携・協力関係を強化し、地域課題の解決をめざします。

- 2 元気な産業があるまち

消費者の多様なニーズに対応できる、立地特性や個性を生かした、魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。また、交流の場としてだれもが安心して楽しめる、活気にあふれた商店街づくりを進めます。

産業と生活環境の調和をめざすとともに、製造業においては、技能・技術の継承など「ものづくり」を継続できる環境の整備を行い、地域工業の振興を図ります。

経営相談、資金融資、情報提供など、中小企業の経営基盤の強化に向け、総合的な支援を行います。

区民農園や観光農園などの農地の活用や、地域内消費の仕組みづくりなど、地域との結びつきを重視した、都市にふさわしい農業を振興します。

- 3 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

区内の人材や団体、大学などとの連携を図り、地域特性を生かした起業や創業の育成・支援を行うとともに、地域に役立つ事業を、住民が自ら取り組むコミュニティビジネスの展開を促進します。

板橋区の歴史や文化、水辺を中心とした自然、産業など、様々な地域の魅力を観光資源として生かし、積極的に発信していくことで、より多くの来訪者との交流を促進し、地域産業の活性化を図ります。

-4 豊かな地域文化をはぐくむまち

歴史的・伝統的な文化資源の保存と継承に努め、区への愛着をはぐくむとともに、心豊かな安らぎの生活空間を形成します。

芸術文化活動に接する機会の充実と、区民の自主的な活動の支援を図り、豊かな地域文化を創造していきます。

-5 異なる文化や価値観を尊重し合い交流するまち

地域における区民の国際交流、国際協力活動を支援するとともに、区と海外の自治体や団体との友好に努めます。

外国の人々と、地域でともに生きる環境をめざし、生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域コミュニティへの参加を促進します。

区民の平和に対する意識を高め、平和への取り組みを推進します。

NPO：Non-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略。継続的に社会貢献活動を行う非営利団体のこと。

コミュニティビジネス：市民が介護、育児、環境保護などの地域の様々な課題をビジネスチャンスととらえ、ビジネスの手法で解決していくことであり、地域におけるコミュニティの再生と地域経済の活性化を同時に達成できる地域づくりの新しい手法。

基本目標 : 安全で安心なうるおいのあるまち

都市の安全性を高め、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進し、安心して住み続けられるまちをめざします。また、地球規模の環境問題に取り組み、身近な自然を大切に作る暮らしやすいまちの実現をめざします。

-1 安全・安心活動に取り組むまち

区民の主体的な防犯・防災活動を促進するとともに、高齢者など災害時に援護を必要とする人への支援体制を築きます。

区民の命と財産を守るため、情報伝達体系を構築し、区民や団体・事業者の連携のもとに、犯罪防止と災害時の初動態勢の確立に取り組めます。

災害・犯罪・新たな感染症の脅威などに対して、総合的な危機管理体制を確立します
歩行者が安心して歩けるよう、自転車や自動車の安全運転と交通マナーの向上に取り組めます。

-2 災害に強く住み続けられるまち

建物の耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、延焼遮断帯となる緑道の整備や道路の拡幅、河川沿線の環境整備、街区の整備等を行い、災害による被害を最小限に抑える都市をつくります。

市街地再開発事業などにより、駅周辺の既成市街地や木造住宅が密集する地域の防災性と住環境の向上を図ります。

-3 地域の個性を生かした美しいまち

地域住民によるまちづくりへの参画を促進し、土地利用のルール化などを通じ、景観に配慮した良好な都市空間づくりを進めます。

減少する都市の緑と水を保全し、魅力ある公園や緑地・水辺の整備とともに、宅地の緑化を進め、うるおいのある都市をつくります。

-4 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

国や都、鉄道・バス事業者と協力して道路・交通体系を整備し、交通の利便性を向上させます。

自転車と歩行者の分離などにより、歩行者の安全を優先する道路整備を進めます。

だれもが行きたい場所に円滑に移動できるよう、道路・駅・建物のバリアフリー化を進めます。

-5 資源を大切に利用するまち

生活を環境の視点から見直し、ごみを減らし、資源やエネルギーを大切に使う意識を醸成します。

深刻化する地球温暖化に対し、区民一人ひとりがよりよい環境を保つために行動する仕組みをつくります。

生活環境を守るため、自動車公害や騒音、悪臭などの生活公害へ対する取り組みを強化します。

バリアフリー：障害物のない状態をさす。もともとは、段差等の障害物を取り除いたり、手すりを取り付けたりするなど、高齢者・障害者等が暮らしやすいように工夫や配慮を施す意味で使われた。近年ではより広い意味としてとらえ、高齢者・障害者等が社会生活を営む上での物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁をつくらないとともに取り除くことを指す場合にも使われる。

5 構想実現のために

区民と行政との協働関係の形成

施策の立案、実施、評価等の各段階において、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。

新しい公共を担うボランティア団体、NPOが、その特性と能力を発揮した活動ができるよう、活動拠点の整備や支援制度の充実を図ります。

区、町会・自治会、ボランティア団体、NPO、企業など、協働のパートナーとなる各主体の期待される役割を明らかにし、協働の仕組みづくりに努めます。

行政手続や情報公開を分かりやすく積極的に進め、一層開かれた区政を推進します。

新しい時代に対応した行政経営の確立

限られた財源の中、区民福祉の向上と区の持続的発展を確保するため、健全財政の基盤の確立に取り組み、簡素で効率的な行政経営をさらに推進します。また、分かりやすい行政評価制度の構築に努め、区政の情報を詳細に公開することにより、区民の区政への参加を促進します。

財政規模や、今後の人口減少・少子高齢社会に対応した、新たな基準に基づく施設配置と整備の方向を明らかにしていきます。

区民サービスの向上と事務の効率化をめざし、「電子区役所」の推進に取り組みます。

基本構想の実現に向け、基本計画・実施計画を策定します。基本計画では、区民と区がともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標及びその実現に向けた取り組み方針を定めます。また、区民参加により、計画の達成度も評価していきます。

自治権の拡充

地方分権の流れの中で、区は基礎的自治体として、区民の意向を反映した自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。

効率的・効果的な施策を展開するため、国、都、関連自治体と相互に緊密な協力体制を築き、事業者や民間団体等との連携を強化します。

行政評価：施策や事務事業の目標・成果を数値など区民に分かりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直しなどに反映させていくこと。